

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
・ 車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア — 定額法
- (3) 引当金の計上基準
・ 退職給付引当金 — 職員の退職給付に備えるため、契約者掛金累計額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会社会福祉事業施設団体職員共済事業及び全国社会福祉団体職員退職手当積立基金によっている。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人運営事業拠点区分
「法人運営事業」
「事務局運営事業」
 - イ 地域福祉推進事業拠点区分
「地域福祉推進事業」
「福祉バス等運営事業」
 - ウ 福祉相談事業拠点区分
「福祉相談事業」
 - エ 共同募金配分金事業拠点区分
「老人福祉活動費」
「障がい児・者福祉活動費」
「児童・青少年福祉活動費」
「母子・父子福祉活動費」
「福祉育成・援助活動費」
「ボランティア活動育成事業費」
「災害ボランティア支援事業費」
「歳末たすけあい配分金事業費」
 - オ 資金貸付事業拠点区分
「生活福祉資金貸付事業」
「社会福祉資金貸付事業」
 - カ 老人福祉センター管理運営事業拠点区分
「老人福祉センター管理運営事業」
 - キ 在宅介護支援センター事業拠点区分
「在宅介護支援センター事業」
 - ク 居宅介護支援事業拠点区分
「居宅介護支援事業」
 - ケ 訪問介護事業拠点区分

- 「訪問介護事業」
- コ 身体障がい者居宅支援事業拠点区分
「身体障がい者居宅支援事業」
- サ 通所介護事業拠点区分
「通所介護事業」
- シ 訪問入浴介護事業拠点区分
「訪問入浴介護事業」
- ス 福祉基金運営事業拠点区分
「福祉基金運営事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	31,928,400	26,457,880	5,470,520
器具及び備品	5,437,152	4,205,306	1,231,846
合計	37,365,552	30,663,186	6,702,366

9. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし